

徳島県情報公開審査会答申第219号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年5月12日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「H〇〇.〇.〇付け「徳島新聞」〇〇に関する事件「転用許可のない水田に残土を捨てた件に対する「農林水産政策課と環境管理、環境指導課」と農業委員会又は業者と協議指導した書類（伺い書）含む」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年5月26日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書を保有しておらず、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年9月19日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

公開文書の中で、犯罪を犯しているのに、協議した資料等がないとはおかしく、これら隠す行為は、正に枉法行為おうそのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成29年5月12日付けで審査請求人から出された「H〇〇.〇.〇付け「徳島新聞」〇〇に関する事件「転用許可のない水田に残土を捨てた件に対する「農林水産政策課と環境管理、環境指導課と農業委員会又は業者と協議指導した書類（伺い

書)」の公文書公開請求に対し、実施機関は対象公文書を「環境指導課が作成した〇〇に関するH〇〇.〇.〇付け徳島新聞記事に係る本県農林水産部農林水産政策課、同県民環境部環境管理課、〇〇農業委員会（以下「〇農業委員会」という。）又は土木業者と協議した内容の記録又は報告等を行うために作成した書類」と特定した上で、当該公文書については、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

(2) 確かに、環境指導課は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の施行に関することを分掌しており、徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦郡、名東郡、名西郡及び板野郡の県東部地域を管轄し、法に基づく指導業務を行っている。

しかし、そもそも「廃棄物」とは、法第2条第1項で「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう」とされている。そして、旧厚生省通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日環整第43号。以下「旧厚生省通知」という。）で、「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものは、法の対象となる廃棄物ではない」とされ、本県における土砂等に係る法の施行は、当該通知に沿って運用・解釈してきたところである。

したがって、〇〇から土地造成を請け負った〇〇内の土木業者が、農地法に基づく農地転用の許可を受けていない同〇内の水田を土石の仮置き場として使っていたことに関し、上述のとおり法の対象となる廃棄物でない土砂や土石につき、環境指導課が本県農林水産部農林水産政策課、同県民環境部環境管理課、〇農業委員会又は土木業者と協議し、又は法に基づく指導を行った事実はなく、それらに関して文書の作成又は提出を受けていない状況である。

(3) 審査請求人は、環境指導課が上記各機関との協議等の際に文書を作成し、又は取得したのではないかとの推測を立て、その保有する公文書を公開していないと思料しているが、そうした事実はないことから、環境指導課はこの件に関して文書を作成し、又は取得もしていない。

(4) 以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在であるため、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年9月19日	諮問
令和3年12月16日	審議（第187回審査会）
令和4年1月14日	審議（第188回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、公文書公開請求書で引用している平成〇〇年〇月〇日付けの新聞記事の内容から、〇〇から土地造成工事を請け負った事業者（以下「本件事業者」という。）が、当該工事で発生する土石を農地転用許可を得ていない第三者の農地に仮置きしていた事案について、実施機関の関係部局と関係者が協議し、及び行政指導を行ったことに関する文書と解されるが、公文書公開請求書の記載からはこの協議及び行政指導の主体及び相手方が誰と誰になるのか定かとは言えない。

この点について、実施機関は、「環境指導課が作成した」と限定はしているが、協議指導の当事者を農林水産政策課、環境管理課、環境指導課、〇農業委員会「又は」本件事業者と広く柔軟に解釈しているので、本件請求の対象公文書の特定においては不合理な点は見受けられない。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関は、当該案件に関して、環境指導課が上記各関係機関と協議及び指導を行っていないことから本件対象文書を保有していない旨主張しているため、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

実施機関の説明によると、環境指導課は、廃棄物処理等を規定する法の施行に関する事務を分掌しており、土石等に係る法の施行については旧厚生省通知に従い運用してきたところ、本件事業者が行った土地造成工事により発生した土石は廃棄物に当たらないことから、本件対象文書を保有していないとのことである。

当該実施機関の説明に特に不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる特段の事情も見受けられない。

3 本件処分の妥当性

以上のことから、実施機関が本件対象文書を保有していないとして行った本件処分は妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	